

糸魚川市宿泊事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染拡大の影響による観光客等の減少のため、収入が減少している市内の宿泊事業者に対して給付金を支給し、事業の継続を支援する。

令和3年3月補正予算の成立後、速やかに本事業を実施することができるよう、補正予算の議決に先立って手続の準備を行うものです。よって、本給付金の交付決定については、市議会における補正予算の議決が前提となります。(議決日：令和3年3月19日予定)

対象者	<p>以下の全てに該当する事業者 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 糸魚川市内に宿泊施設を有し、現に営業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。 旅館業法の規定により、新潟県から旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業(下宿営業、研修施設、ラブホテル等及び同様の形態での営業を除く。)の許可を受け、宿泊業を行っていること。(住宅宿泊事業法の規定による住宅宿泊事業者及び市所有の宿泊施設は対象外) 糸魚川市観光協会、糸魚川市旅館組合、糸魚川民宿協会、青海旅館組合、能生旅館組合及び柵口温泉組合のいずれかに加入していること。 納期限の到来した市税を完納していること。 新型コロナウイルスに関する業種別ガイドラインを順守していること。 <p>(次のいずれかに該当する場合)</p> <p>A：国の持続化給付金又は糸魚川市緊急事業継続給付金の交付を受けていること。 B：国の持続化給付金又は糸魚川市緊急事業継続給付金の交付を受けていないが、令和2年1月から令和3年2月の間に、宿泊客数が前年同月との比較で30%以上減少した月があること。</p>	
給付額	<p>AまたはBのいずれかを給付</p> <p>A：市内の1宿泊施設につき、通常営業で利用可能な収容人員×20,000円 B：市内の1宿泊施設につき、通常営業で利用可能な収容人員×10,000円</p> <p>なお、季節営業の宿泊施設は上記給付額の1/2とする。 ※通常営業とは、新型コロナウイルス感染防止のために利用制限をする前の営業をいう。 ※令和3年1月1日現在の旅館業許可申請書における収容人員を上限とする。ただし、これによることが適当でない認められる場合は、客観的に確認できる資料による収容人員を上限とすることができる。(各組合に届け出ている収容人数等)</p>	
給付回数	<p>1宿泊施設につき1回に限る。飲食事業継続支援給付金との重複は不可</p>	
主な必要書類	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 糸魚川市宿泊事業継続支援給付金交付申請書(様式第1号) 旅館業許可申請書の写し(1ページ目、2ページ目) 旅館業許可書の写し 通常営業で利用可能な収容人員が確認できる書類(任意様式) <p>(Aの場合)・国の持続化給付金決定通知の写し又は糸魚川市緊急事業継続給付金交付決定通知書の写し</p> <p>(Bの場合)・宿泊客数の減少率が確認できる書類(任意様式)</p>	<p>※複数の対象宿泊施設を営業している事業者は、宿泊施設ごとに必要書類を添付し、合計額を申請してください。</p>
申請受付期間	<p>令和3年3月8日(月曜日)から令和3年3月31日(水曜日)まで</p>	
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 郵送の場合…簡易書留など郵便物の追跡ができる方法によること。 持参の場合…下記問合先まで持参のこと。 <p>受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)</p>	
支払方法	<p>申請書類の受領後、2週間程度で口座振込予定</p>	
問合先	<p>糸魚川市産業部商工観光課交流観光係 〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5 電話：025-552-1511(代表) 電子メール：kanko@city.itoigawa.lg.jp</p>	